

■FAQ

No.	区分	質問	回答
1	応募方法/応募資格	応募資格について、「協力団体」の参加は必須でしょうか？ また、「協力団体」として想定されるのは、どのような業種の団体でしょうか？	「協力団体」の参加は必須ではございません。 「協力団体」としては大学、事業者等が想定されますが、特定の業種の指定はございません。
2	応募方法/応募資格	公募説明会(オンライン実施又は記録動画)に参加しなければ、本事業に参画することができないのでしょうか？また、代表団体が公募説明会に参加していなくても、協力団体が参加していれば構わないのでしょうか？	本事業へ応募を希望される自治体様には必ず説明会へご参加いただくか、または記録動画をご確認いただく必要があります。なお「業務委託・外注先」と「協力団体」の説明会への参加、記録動画の確認は必須事項とはしておりません。
3	応募方法/応募資格	補助金の併用は可能でしょうか？	補助金の併用は可能ですが、本事業の申請対象とする発生経費は他の補助金と重複した申請とならないよう、明確に区分する必要があります。また、他の補助金の申請方針をご確認のうえ、ご応募ください。
4	事業内容	対象となるサービスは既存の路線バス事業のみでしょうか？ 新たに導入を検討している交通サービスの実証についても対象になるのでしょうか？	既存の路線バス事業に限りません。タクシー事業、新たな交通サービスの実証等についても対象となります。
5	事業内容	提案段階でルート、使用する自動運転車両、システムなど実証実験内容はすべて確定している必要があるのでしょうか？	今年度内での準備及び実証実験の実施となるため可能な限り実証実験内容は確定されていることが望ましいですが、提案時は「想定」でも問題ございません。採択後の計画変更も可能です。 その際は交付規程に付属している所定のフォーマットに基づいて事務局への事前報告を行い、承認を得る必要があることにご留意下さい。
6	事業内容	収支計画は導入まで含めた計画を提示する必要があるのでしょうか？	導入まで含めた収支計画の提示をお願いします。
7	事業内容	当事業は来年度以降も同様の内容を実施する可能性はあるのでしょうか？ また、その場合は今年度採択されていない団体も応募可能となるのでしょうか？	来年度以降の事業内容については現時点では未定です。
8	事業内容	本事業における実証結果は、採択されなかった又は応募しなかった自治体にも公表される予定でしょうか？	本事業における実証結果は「最終報告書」として公表予定です。
9	事業内容	今年度中の実装が条件でしょうか？	今年度の実装は条件ではございません。政府目標におきましては、2025年度までに、多様なエリアで、多様な車両を用いた無人自動運転サービスを50カ所以上で実現するとともに、多様なサービスに展開できる事業モデルやインフラ・制度を構築するというマイルストーンを定めております。当該目標に沿った形での実装を目指す事業を補助させていただきます。
10	事業内容	将来の自動運転レベル4を目指すうえで制度面もご支援いただけるのでしょうか？	本事業に制度面の支援は含まれません。
11	事業内容	今年度中に機材等を手配できない場合、来年度以降の実証実験を補助対象とさせていただきますことは可能なのでしょうか？	本年度中に実施した実証実験のみ補助対象とさせていただきます。
12	事業内容	本事業の実証エリアは将来的に実装を見込むエリアでないといけませんか？	将来的に実装を見込むエリアであることが望ましいと考えます。但し、実装に向けた段階的なエリア展開も必要であることから、本年度の実証エリアが必ずしも実装を見込むエリアである必要はございません。
13	事業内容	審査委員会の構成員名簿の公表はあるのでしょうか？	構成員名簿は非公表です。
14	事業内容	補助事業者による知財を含む財産管理が必要とのことですが、事業者への情報開示・請求はどこまで行えば良いのでしょうか？	本事業における取得財産については、自治体様にて取得財産管理台帳・取得財産等明細表(様式第10)を備え、管理いただきます。
15	事業内容	採択者の公表日程が前後する可能性があるとのこと説明いただきましたが、今回の公募は早い者勝ちということでしょうか？	公募期間後に全ての応募者を同時に審査させていただきます。採択事業者は外部に設置する審査委員会を経て、決定されます。
16	事業内容	様式以外に補足資料等は添付可能でしょうか？	審査は既定の様式に記載された内容を基に実施いたします。事務局より、必要に応じて申請者に対して提案内容についてヒアリングの実施、メール等による確認、追加資料の提出を求められることがありますのでその旨ご了承下さい。
17	事業内容	採択は自治体における過去の自動運転に関する事業に左右されるのでしょうか？	公募要領に記載のとおり、採択における評価基準に「類似の事業実績」を含めておりますが、必須事項とはしておりません。
18	事業内容	地域(都市部、離島部等)ごとの割り当てはあるのでしょうか？	地域ごとの割り当ては想定しておりません。

■FAQ

No.	区分	質問	回答
19	事業内容	遠隔監視は必須機能でしょうか。 また、必須の場合、今年度における遠隔での確認できる最低限の機能の条件はありますでしょうか。	遠隔監視は必須機能ではありません。運行上の安全を確保するための1つの手段として、「遠隔監視」を活用いただいで問題ございません
20	事業内容	(様式2) 提案書内に「遠隔監視員の対応時間や免許保持者の有無等について記載」とありますが、遠隔監視員の免許とは、大型二種免許の取得者を指すのでしょうか？また、大型二種免許はなくとも、特別講習等を受ければ監視員が可能なのでしょうか？	実験車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合は、必要な第二種運転免許を受けていることが求められます。(参照先：警察庁 自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準)
21	事業内容	導入まで含めた収支計画の提示が必要とFAQに記載がありますが、この導入は「実装(サーブスイン)」との理解でよろしいでしょうか？	導入は自動運転事業の実装(サーブスイン)との認識で問題ございません。
22	事業内容	審査項目に記載のとおり、「収支計画」の提示が必要と理解していません。座組の中に複数の公共交通事業者が含まれる場合、収支計画は各社にて作成のうえ、提示する必要があるのでしょうか。主体的に事業を牽引している1社だけの提示でも問題ないのでしょうか？	実装を想定する「自動運転事業」として単一の「収支計画」を提示ください。 複数の走行ルートにおける運行を公共交通事業者が別々に担当する場合などは、各社にて収支や需要を算出のうえ、単一の収支計画に集約いただく等ご対応いただければと存じます。
23	経理関連	自治体の持ち出しが発生しない補助スキームを作成することについて差し支えはないのでしょうか？	自治体の持ち出し費用が発生しない補助スキームを構築することに問題はございません。
24	経理関連	補助率・補助額が調整されることとなる場合、申請額を変更することは可能でしょうか？	基本的に、申請額の変更は受け付けておりません。
25	経理関連	業務委託に限らず協定の形式として運行主体となる交通事業者に対して支出するスキームは可能でしょうか？	コンソーシアム協定のスキームでの提案は可能です。 ※(様式2)提案書の「各団体・組織名・役割」の欄に「協力団体(協定)」と明記ください。
26	経理関連	補助額は1件当たり最大1.8億円でしょうか？ また補助対象経費は上限率などはありますか？	補助額は1件当たり最大1.8億円程度。補助対象経費の上限率は10/10です。
27	経理関連	補助の申請にあたり、新規に導入を検討している交通サービスの場合は、自動運転部分の増加費用分の別途積算が必要でしょうか？	「自動運転部分の増加費用分」は「車両修繕費」として計上いただき、自動運転部分の増加費用を積算のうえ、(様式2別紙)支出計画書に明記ください。
28	経理関連	道路を含む走行空間整備(自動運行補助施設や通信設備、路上駐車対策のための対策費用等)についても補助の対象となるのでしょうか？	自動運転の実証事業において、必要と認められるものについては対象となります。事務局にご相談ください。 なお、補助対象の費目は(様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」のシートをご参照ください。基本的には、補助の対象となり、インフラ機材費等に該当します。
29	経理関連	車両の購入は補助対象となるのでしょうか？ また、購入する車両の取得者を運行事業者とした場合、補助対象経費とすることは可能でしょうか？	(様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」のシートに記載のあるとおり、車両購入費は「自動運転による地域公共交通実証調査事業費」として補助対象に含まれます。 また、車両の保有者を運行事業者にしていただくことに問題はございません。財産取得の場合、交付規程第18条第2項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第10)を第14条に定める実績報告書に添付して提出いただきます。
30	経理関連	車両のリース費用や償却資産(インフラの購入費用等)など、複数年に渡り効用がある費用の計上の考え方について教えてください。	本事業での活用を目的に資産(車両/インフラ等)を購入する場合は全額計上可能です。加えて、車両リース費用は今年度内の費用のみを対象とします。 また、事業開始前より車両を購入済みの場合も同様の計上形式とします。  ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
31	経理関連	中間検査・確定検査については、各支出の証憑などが必要とのことですが、人件費についてはどのような証憑を提出する必要があるのでしょうか？	自治体の人件費は補助対象外です。 自治体からの外注として発生する「労務費」は、調達内容を明確にする必要があるため、検査時に見積仕様書、発注仕様書の内容が適正であるかの確認をします。  ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。

■FAQ

No.	区分	質問	回答
32	経理関連	需要喚起等を目的としたアプリサービスは今回の補助金対象となりますでしょうか？	(様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」のシートに記載のあるとおり、アプリ開発費用・アプリ保守費用は自動運転実証実験の実施を目的とした場合のみ補助対象と致します。 展開予定のアプリサービスが実証実験の需要喚起に関連すると判断した場合補助対象と致します。  ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
33	経理関連	自治体が補助金の受け取り主体となる場合、交付決定後に自治体の議会を通す動き、予算確保を実施する形で良いのでしょうか？	交付決定後に予算確保いただくことに問題はございません。
34	経理関連	実証事業の経費精算が予定されている3月末時点で自治体から外注先への支払いが完了されている必要はあるのでしょうか？	精算の際に支払い完了を示す証拠が必要なことから、補助対象となる経費の精算前には各種支払いが完了されていることが必要です。  ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
35	経理関連	車両を購入した補助事業者以外の団体から自治体がリース等で車両を調達する場合、リースの補助対象の上限年数はあるのでしょうか？	上限年数はございませんが、リースやレンタル期間の内、本事業の実施期間中のものを補助対象とさせていただきます。
36	経理関連	補助対象経費について、補助事業者である自治体職員の人件費は対象外なのでしょうか？	「労務費」について、自治体職員の人件費は本事業では補助対象外です。
37	経理関連	本事業予算により車両リース又はレンタルした車両を2025年の社会実装に向けた他自動運転実証事業にて活用することは可能でしょうか？	本事業予算にてリース・レンタルした車両は、本実証事業へ活用ください。 他事業でも活用する際には、事前に国交省・事務局と協議のうえ、了承を得た場合に限りご活用いただけます。
38	経理関連	「システム関連費」について、経済耐用年数に応じて償却分のみ経費計上すべき費目を提示いただけますでしょうか？	(様式2別紙)支出計画書の「システム関連費」に含まれる費目に関して、各自治体様(または国税庁)における減価償却資産の対象費目・耐用年数の取り決めに応じた経費計上を求めます。その他、車両以外の償却資産の費目も全て同様の取り扱いとします。
39	経理関連	インフラ費用・インフラ設置費用は今年度の申請費用に含まれるのでしょうか？また、インフラ関連費用は減価償却を加味した上で、その減価償却費用のみが補助金の対象になるのでしょうか？	インフラ費(調達)、インフラ設置費は補助対象に含まれます。インフラに関連する費用は、基本的に経済耐用年数に応じて2023年度の事業中の償却分のみ計上可能と致します。  ※(様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」のシートをご参照下さい ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
40	経理関連	本事業で取得した財産(車両、インフラ等)について、帰属は必ず自治体にする必要がありますでしょうか？	資産の保有者を自治体以外の団体としていただくことに問題はございません。交付規程第18条第2項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第10)を第14条に定める実績報告書に添付して提出いただけます。
41	経理関連	処分制限期間内に、他地域で当該財産を使用することは差し支えないのでしょうか？	本事業予算にて取得した資産は、本実証事業で活用ください。 他事業でも活用する際には、交付規程の(様式第11)財産処分承認申請書に記入のうえ、事前に国交省・事務局の了承を得る必要があります。
42	経理関連	運賃収入などの収入金について、国に返還する必要があるのでしょうか？	収入金を返還する取決めはございません。 ただし、(様式2別紙)支出計画書の「合計」のシートに記載のとおり、「補助事業に要する経費」から「補助金交付申請額」を差し引いた金額が「自己負担額(収入金含む)」と一致する必要があります。収入金の見込みを精算したうえで、交付申請額をご記入ください。
43	経理関連	専用の予備車を1台用意する場合、予備車に関する経費は補助対象になるのでしょうか？	車両に係る費用については自動運転車両のみを補助対象といたします。
44	経理関連	(様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」シートにおいて「労務費」は国土交通省費目の「①自動運転による地域公共交通実証調査事業費」に含まれていますが、積算内訳においては、国土交通省費目の「①自動運転による地域公共交通実証調査事業費」と「②労務費」のどちらに記載するのが適切でしょうか？	(様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」の記載のとおり、「労務費」は国土交通省費目の「①自動運転による地域公共交通実証調査事業費」として申請ください。  ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。

■FAQ

No.	区分	質問	回答
45	経理関連	運行するバスの沿線で乗務員の休憩施設を有償で借りの場合、休憩施設に係る費用は補助対象となるのでしょうか？	事業を行うために特に必要と考えられる費用のみ、(様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」の「その他雑費」として申請ください。補助対象の金額を精算する段階で申請内容の詳細を確認のうえ、補助対象可否を判断いたします。
46	経理関連	・路線バスは、乗務員の人件費を算出すればよいと考える ・貸切バスは、市から運送申し込みがあり弊社が運送を引き受ける形になるため貸切バスの運賃・料金制度に基づく必要がある(乗務員の人件費を元にとると、制度にそぐわない金額となる可能性あり) ・路線バスの場合と、貸切バスの場合について、それぞれ労務費の算出方法を教えてください	路線バス・貸切バスの双方について、各々の制度にそぐう形で労務費を計上下さい。  (様式2別紙)支出計画書の「(参考)費目整理」の記載のとおり、「労務費」は国土交通省費目の「④自動運転による地域公共交通実証調査事業費」として申請ください。 ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
47	経理関連	インフラ設備における償却資産について、自治体がインフラ設備を設置・所有する場合、自治体は基本的に減価償却を行いませんが2022年度事業における減価償却分のみが補助対象となるのでしょうか？	車両以外の償却資産(インフラ等)は、経済耐用年数に応じて2023年度の事業中の償却分のみ計上可能と致します。  ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
48	経理関連	実証実験中に事故が起きた場合、保険金等は参画する事業者が担うのか、それとも自治体側で別に予算計上が必要なのでしょうか？	保険の加入者様が保険会社に支払う「保険料」に関しては、支払元を自治体、又はその他団体としていただくことのみならず、いづれにおいても問題はございません。国土交通省側で保険には加入いたしません。  ※保険に加入されていない場合は、賠償責任を負う責任者が賠償金を払う必要がございます。 ※事業者または自治体が支払う「保険料」は補助対象です。 ※保険会社から受取人に支払われる「保険金」は本事業の補助対象外です。
49	経理関連	車両を外部から借りて調達する場合、自動運転での実運行期間が最大3週間程度となる見込みでも借用の費用や改造費用等補助の対象になるのでしょうか？	本事業において活用する車両は、実運行期間の長さに関係なく、補助対象として認められます。
50	経理関連	自治体から外注先への支払いが発生する場合(外注費)、「証憑提出締切日(2/15 または3/8)」までに支払いが完了している必要があるのでしょうか？	補助金の対象となる経費は、原則支払いが完了していることがわかる証憑を「証憑提出締切日(2/15 または3/8)」までに準備、提出いただく必要がございます。 ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
51	経理関連	自動運転車両(EV車両)の充電設備の設置費用は全額補助対象となるのでしょうか？また、実証期間中の充電設備の電気代と基本料金は補助対象となるのでしょうか？	本事業での活用のために新規で充電設備を設置する場合のみ、設置費用を全額補助対象といたします。
52	経理関連	市で補助金を受け、コンソーシアムに支出し、そこから各企業に分配することを考えておりますが、補助対象経費における消費税の取り扱いは下記のとおりでよろしいでしょうか？ ・コンソーシアム/各企業に仕入税控除が生じる場合は消費税額を補助対象経費から控除しなければいけない ・コンソーシアム/各企業に仕入税控除が生じない場合は、消費税額を補助対象経費に含んでも、控除してもどちらでもよい	補助対象経費における消費税の取り扱いとして、公算要領P.16の但し書きの事業者該当する場合は、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できることとなります。それ以外は消費税を対象経費から控除いただくようお願いいたします  ※経理処理方法の詳細については採択者を対象に、「経理処理説明会」にて詳細をご説明いたします。
53	実施体制	自治体より交通事業者やコンサルティングへ業務を一括して委託することに問題はないのでしょうか？	補助金受取が自治体様となる場合、自治体様より業務を一括して適切な団体へ委託していただくことに問題はございません。
54	実施体制	補助額を全額、事業を実施する者への業務委託・外注として活用することは可能でしょうか？	コンソーシア非組成時、補助金受取が自治体様となる場合、補助額を全額「業務委託・外注先」へ支給することに問題はございません。 なおコンソーシアム組成時、事務局からの補助金受取を事業者(1社)とすることが可能です。
55	実施体制	「協力団体」の位置づけとして、フィールド提供やアドバイス等を念頭にしているが、費用支出を伴えば「業務委託・外注先」に位置付けるべきでしょうか？	費用の発生有無に関わらず、実証フィールドの提供や事業活動へのアドバイス等により、本事業を支援する団体は、「協力団体」として位置付けてください。
56	実施体制	本事業は自治体が公共交通として運営する事業が前提でしょうか？	本事業は自治体による地域づくりの一環としての地域公共交通サービスにおける自動運転の導入を支援する取り組みのため、実施主体は自治体様を想定しています。
57	実施体制	当市が100%出捐している一般財団法人に対して負担金を拠出し、本事業を実施することは可能でしょうか？	事業主体となる自治体は、本事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的財産権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体となります。その他の役割を「業務委託・外注先」や「協力団体」が担うことに問題はございません。

■FAQ

No.	区分	質問	回答
58	実施体制	自治体から委託いただいた事業者が、一部の業務を別の事業者へ再委託することは可能でしょうか？	コンソーシアム非組成時で補助金受取が自治体様となる場合、自治体の一括委託先の事業者から複数事業者へ再委託は可能です。 また、コンソーシアム組成時、事務局からの補助金受取を事業者(1社)とすることが可能です。 ※(様式2)提案書の「各団体・組織名・役割」の欄に再委託先の事業者も明記ください。
59	実施体制	自動運転車両を製造/改良し、自動運転を実施いただく事業者は「参加団体」として記入すべきでしょうか？また運行管理をしていただく事業者は「参加団体」として記入すべきでしょうか？	コンソーシアム組成時、同事業者は「参加団体」としてください。 コンソーシアム非組成時、同事業者は「業務委託・外注先」または「協力団体」としてください。
60	交付規程	交付規程の第9条に関して、承認にかかる意思決定の主体は「事務局」(PwC)のみと理解してよろしいでしょうか？	計画変更の承認は国土交通省様と本事業の事務局(PwC)にて確認のうえ、決定いたします。
61	交付規程	交付規程の第10条に関して、契約方法の判断は補助事業者(自治体)側の裁量にあり、届け出を怠らなければ良いとの理解でよろしいでしょうか？ 例えば、自治体側で予めコンソーシアム(事業体)を公募・選定しておけば、当該者への業務委託として事業体に随意契約も可能でしょうか？	基本的には公正競争の観点から、一般競争入札を前提としていただきたいと考えます。但し、一般競争に付することが困難又は不適当な場合については、各自治体様にて指名競争、または随意契約にて進めていただいても問題ございません。補助事業の一部を第三者へ委託する場合は、一般競争又は指名競争・随意契約に限らず事務局に届け出下さい。
62	交付規程	コンソーシアム(事業体)が複数事業者等から構成されている場合、自治体とこれら複数企業ごとに個々の契約締結が必要なのでしょうか？	複数事業者との個別契約、自治体と事業体の中から代表・幹事社を決めて契約1件のいずれの契約方式でも問題ございません。